

制度

○有田川町授産施設通所交通費助成金交付制度

在宅の障害者の方が障害者支援施設等に通所するために要する費用を助成する制度です。

■対象者／通所距離が2キロメートルを超え、路線バス・鉄道等を利用して通所している方です。ただし、他の制度により、交通費の補助を受けている方は対象になりません。

○有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度

有田川町内外の障害児通所施設（特別支援学校幼稚部・児童発達支援事業所等）に通う児童の保護者に対し負担の軽減を図るための補助金です。

■対象者／町内外の障害児通所施設に通所（施設の開所日数の半分以上通所）している児童の保護者で自宅からの距離が4キロメートルを超える方です。ただし、施設の送迎サービスを受けることができずの方は対象になりません。

右記2つの補助金については申請が必要です。

対象になると思われる方は3月末日までに申請して下さい。

なお、既に障害児通所施設遠距離通所補助金の交付決定を受けている方は、通所施設において「出席状況証明書」が交付されましたら請求書と振り込み先がわかる物とともに4月10日までに提出して下さい。

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

有田川町コミュニティバス運賃半額制度

（運転免許証自主返納者に対する支援施策を実施）

有田川町コミュニティバスの運賃を、平成26年4月1日（火）から運転経歴証明書を提示することにより、300円から150円（半額）に割引します。

※降車時に提示が必要となります。
運転経歴証明書とは、（高齢者がこれまでの運転技術を維持できないとして）運転免許証を返納した場合に、申請することにより、その人に対して交付される証明書です。

この証明書は、運転免許証と同じ大きさのカードサイズで、住所、氏名、生年月日などが記載されています。

65歳以上の方が運転免許証を自主返納した際、交付手数料・郵送料の費用を申請者に代わって和歌山県交

通安全協会が負担します。これは和歌山県警察本部との協定により、平成22年10月1日から実施しています。

■コミュニティバス運賃問い合わせ／吉備庁舎企画財政課
運転経歴証明書問い合わせ／湯浅警察署交通課 ☎64・0110

手当

有田川町重度心身障害者（児）福祉手当

有田川町重度心身障害者（児）福祉手当は、本町の住民基本台帳に登録しておられ、在宅で身体・知的もしくは精神に重度の障害がある方に対し、福祉向上を図ることを目的として支給される手当です。

※「在宅」とは自宅で生活されている方、及び平成25年10月1日において施設入所、病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院していない方をいいます。

■支給要件（平成25年10月1日現在）

- 身体障害者手帳の交付を受けており障害程度が1級又は2級で、その手帳を本町で管理している方
- 療育手帳の交付を受けており障害程度がAで、その手帳を本町で管理している方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を

受けており障害程度が1級で、その手帳を本町で管理している方

■手当額
・年額1万円（年1回払い）

*受給資格をお持ちの方には、昨年10月下旬に郵送にてお知らせしています。申請がまだの方がおられましたら、役場窓口で3月31日までに申請をお願いします。

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

案内

国民年金保険料の免除申請できる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
■問い合わせ／吉備庁舎住民課